



# 鳥取県公報

平成15年3月31日(月)

号外第39号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則(36)(農政課).....	3
	鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則(37)(管理課).....	5
	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書及び第4条ただし書の 規模を定める規則の一部を改正する規則(38)(＃).....	5
	鳥取県都市公園規則及びとっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を 改正する規則(39)(都市計画課).....	6
	都市計画法施行細則の一部を改正する規則(40)(＃).....	8
	鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則(41)(河川砂防課).....	11

### ——— 公布された規則のあらまし ———

#### 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

- 1 入学の許可に関する手続を次のとおり定めることとした。(第12条の2、様式第2号の2、様式第2号の3関係)
  - (1) 入学の許可を受けようとする者は、入学許可申請書を知事に提出しなければならないこととした。
  - (2) 知事は、入学許可申請書の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可申請書を提出した者に対し入学を許可するものとする事とした。
  - (3) 知事は、入学許可申請書を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書をその者に交付するものとする事とした。
- 2 学期の中途に休学、復学又は退学した場合の授業料に関する取扱いを次のとおり改めることとした。(第17条関係)
  - (1) 学期の中途に復学をした者(特定の期間後に休学をした後、当該学期内に復学をした者を除く。)の当該学期分の授業料は、月割りとし、当該復学の日から20日以内に納付しなければならないこととした。
  - (2) 休学をした者のうち当該休学が学期の全部にわたるもの又は休学(特定の期間後に開始されたものを除く。)に引き続いて退学をした者((3)において「休学後退学者」という。)からは、当該学期分の授業料を徴収しないこととした。
  - (3) 学期の中途において休学又は退学をした者(休学後退学者を除く。)は、当該学期分の授業料を納付しなければならないこととした。ただし、特定の期間中に休学を開始し、又は退学をしたときは、この限りでないこととした。
- 3 施行期日等
  - (1) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

#### 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

- 1 知事が請負契約書の作成をしなければならない期限を、請負契約の相手方を決定した日から県の休日を除き7日以内（現行 県の休日を含め5日以内）とすることとした。（第5条関係）

- 2 施行期日等

- (1) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書及び第4条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則

- 1 公有地の拡大の推進に関する法律による土地の譲渡の届出義務の対象から除外される土地の規模に関する規定を削除することとした。

- 2 施行期日等

- (1) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県都市公園規則及びとっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県都市公園規則の一部改正

- (1) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のアーチェリー場の廃止に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第1条の2関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部改正

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のアーチェリー場の廃止に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

- 3 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

- 1 都市計画法施行令の規定による市街化調整区域内において開発許可を受けることができる開発区域の面積の下限に係る規定を削ることとした。（第8条関係）

- 2 申請書の添付書類において、学歴の記載を不要とすることとした。（様式第3号、様式第4号関係）

- 3 市街地開発事業等予定区域の区域内等における建築等の許可の申請及び事業地内における建築等の許可の申請に係る規定を削ることとした。（第17条、第21条関係）

- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則

- 1 砂防指定地内における行為の制限及び砂防設備等の占用に関する事項のうち、鳥取県砂防指定地等管理条例に規定される事項を削ることとした。（旧第2条～旧第5条、旧第7条～旧第10条、第15条～第18条、第22条、第23条、別表関係）

- 2 砂防指定地内における許可を要しない行為を定めることとした。（新第3条関係）

- 3 条例に規定する採取料等の還付を受けようとする者は、採取料等還付申請書を知事に提出しなければならないこととした。（新第6条関係）

- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

- 5 施行期日等

- (1) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第36号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(入学の許可) 第12条 略</p> <p>第12条の2 <u>入学の許可を受けようとする者は、入学許可申請書（様式第2号の2）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の入学許可申請書の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可申請書を提出した者の入学を許可するものとする。</u></p> <p>3 <u>知事は、前項の規定により入学許可申請書を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書（様式第2号の3）をその者に交付するものとする。</u></p> <p>(授業料の納付期限等) 第17条 条例第5条の授業料は、前期分にあつては4月20日までに、後期分にあつては10月10日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額の授業料を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、学期の中途に復学をした者（前期にあつては4月1日から4月20日までの間、後期にあつては10月1日から10月10日までの間（以下「納付期間」という。）後に休学を開始した後、当該学期内に復学をした者を除く。）の当該学期分の授業料は、授業料の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から当該学期の末日の属する月までの月数を乗じて得た額を、当該復学の日から20日以内に納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>休学をした者のうち当該休学が学期の全部にわたる</u></p>	<p>(入学の許可) 第12条 略</p> <p>(授業料の納付期限等) 第17条 条例第5条の授業料は、前期分にあつては4月20日までに、後期分にあつては10月10日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額の授業料を納付しなければならない。</p>

もの又は休学（当該学期の納付期間後に開始されたものを除く。）に引き続いて退学をした者（次項において「休学後退学者」という。）からは、第1項の規定にかかわらず、当該学期分の授業料を徴収しない。

4 学期の中途において休学又は退学をした者（休学後退学者を除く。）は、当該学期分の授業料を納付しなければならない。ただし、納付期間中に休学を開始し、又は退学をしたときは、この限りでない。

第2条 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を次のように改正する。

様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第2号の2（第12条の2関係）

入 学 許 可 申 請 書	
職 氏 名 様	
私は、貴大学校の 課程 科（専攻）に入学したいので、申請します。	
年 月 日	
受験番号	
住 所	
氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>	

様式第2号の3（第12条の2関係）

入 学 許 可 書	
第 号	氏 名
本大学校の 課程 科（専攻）への入学を許可する。	年 月 日生
年 月 日	
職 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の鳥取県立農業大学校管理規則第17条の規定は、平成15年度以後の年度分の授業

料について適用し、平成14年度分までの授業料については、なお従前の例による。

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第37号**

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（契約書の作成等）</p> <p>第5条 知事は、請負契約の相手方を決定したときは、その決定の日から7日（鳥取県の休日をも定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日の日数は、算入しない。）以内に、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した請負契約書を作成しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（契約書の作成等）</p> <p>第5条 知事は、請負契約の相手方を決定したときは、その決定の日から5日以内に、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した請負契約書を作成しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に相手方を決定する請負契約について適用し、同日前に相手方を決定した請負契約については、なお従前の例による。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書及び第4条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第38号**

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書及び第4条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書及び第4条ただし書の規模を定める規則（平成10年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則</p> <p>公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第4条ただし書の規則で定める規模は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域に限り100平方メートルとする。</p>	<p>公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書及び第4条ただし書の規模を定める規則</p> <p>公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第3条第3項ただし書及び第4条ただし書の規定により規則で定める規模は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域について100平方メートルとする。</p>

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令（平成14年政令第329号）附則第2条の規定により読み替えて適用する公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第3条第3項ただし書の規則で定める規模は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域に限り100平方メートルとする。

鳥取県都市公園規則及びとっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第39号

鳥取県都市公園規則及びとっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則

（鳥取県都市公園規則の一部改正）

第1条 鳥取県都市公園規則（昭和54年鳥取県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後

(有料公園施設の利用時間)

第1条の2 条例別表第1に定める公園施設(以下「有料公園施設」という。)の利用時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

施 設		利用時間
略		
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(以下「臨海公園」という。)	略	午前9時から午後10時まで
	あやめ池スポーツセンター 東郷湖カヌーセンター テニスコート(夜間照明施設のあるものに限る。)	
	屋根のある多目的広場	
略		

2 略

(有料公園施設の利用の申込み)

第3条の2 略

2 有料公園施設を利用しようとする者のうち総合運動公園の陸上競技場のグラウンド、屋内練習場若しくはトレーニングルーム若しくは鳥取県民体育館のメインアリーナ、サブアリーナ若しくはトレーニングルーム又は臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室若しくはトレーニングルームを一般利用の方法で利用しようとする者及び臨海公園の燕趙園を利用しようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

(有料公園施設の利用の通知等)

第3条の3 知事は、有料公園施設の利用の許可をしたときは、様式第3号の3により通知(総合運動公園の陸上競技場のグラウンド、屋内練習場若しくはトレーニングルーム若しくは鳥取県民体育館のメインアリーナ、サブアリーナ若しくはトレーニングルーム若しくは臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室若しくはトレーニングルームの一般利用の許可をしたとき、又は臨海公園の燕趙園の利用の許可をしたときは、様式第3号の4による施設利用券を交付)するものとする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

改 正 前

(有料公園施設の利用時間)

第1条の2 条例別表第1に定める公園施設(以下「有料公園施設」という。)の利用時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

施 設		利用時間
略		
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(以下「臨海公園」という。)	略	午前9時から午後10時まで
	あやめ池スポーツセンター 東郷湖カヌーセンター テニスコート(夜間照明施設のあるものに限る。)	
	アーチェリー場 屋根のある多目的広場	
略		

2 略

(有料公園施設の利用の申込み)

第3条の2 略

2 有料公園施設を利用しようとする者のうち総合運動公園の陸上競技場のグラウンド、屋内練習場若しくはトレーニングルーム若しくは鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはトレーニングルーム若しくは臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室若しくはトレーニングルームを一般利用の方法で利用しようとする者及び臨海公園の燕趙園を利用しようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

(有料公園施設の利用の通知等)

第3条の3 知事は、有料公園施設の利用の許可をしたときは、様式第3号の3により通知(総合運動公園の陸上競技場のグラウンド、屋内練習場若しくはトレーニングルーム若しくは鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはトレーニングルーム若しくは臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室若しくはトレーニングルームの一般利用の許可をしたとき、又は東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用の許可をしたときは、様式第3号の4による施設利用券を交付)するものとする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部改正)

第2条 とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則(平成10年鳥取県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>とっとり県民の日条例(平成10年鳥取県条例第13号)第4条の規則で定める使用料又は利用に係る料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県都市公園条例第8条第2項の規定に基づく使用料のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場(トレーニングルームを除く。)野球場、第1補助競技場、第2補助競技場、鳥取県民体育館(トレーニングルームを除く。)及び多目的広場並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンター(トレーニングルームを除く。)東郷湖カヌーセンター(カヌー艇庫を除く。)及び屋根のある多目的広場の使用料(専用利用の場合にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。)</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(4)~(9) 略</p>	<p>とっとり県民の日条例(平成10年鳥取県条例第13号)第4条の規則で定める使用料又は利用に係る料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県都市公園条例第8条第2項の規定に基づく使用料のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場(トレーニングルームを除く。)野球場、第1補助競技場、第2補助競技場、鳥取県民体育館(トレーニングルームを除く。)及び多目的広場並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンター(トレーニングルームを除く。)東郷湖カヌーセンター(カヌー艇庫を除く。)<u>アーチェリー場</u>及び屋根のある多目的広場の使用料(専用利用の場合にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。)</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(4)~(9) 略</p>

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第40号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

第1条 都市計画法施行細則(昭和60年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。



改 正 後	改 正 前
<p>第8条 削除</p> <p>(事業予定地の指定等の申出手続)</p> <p>第17条 法第55条第2項の規定による申出は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による申出書を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 法第55条第1項の規定による土地の指定をすべきことの申出 様式第17号</p> <p>(2) 法第56条第1項の規定による土地の買取りの申出及び法第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことの申出 様式第18号</p> <p>2 略</p> <p>(事業予定地内の土地の買取りの申出手続)</p> <p>第18条 法第56条第1項の規定による知事に対する申出は、様式第19号による申出書を提出してしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(土地有償譲渡届出書の添付図書)</p> <p>第19条 略</p>	<p>(市街化調整区域における開発区域の面積の特例)</p> <p>第8条 政令第31条ただし書の規定により、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為につき、知事が別に定める開発区域の面積は、5ヘクタールとする。</p> <p>(市街地開発事業等予定区域の区域内等における建築等の許可の申請)</p> <p>第17条 法第52条の2第1項(法第57条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けようとする者は、様式第17号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請に係る土地の位置を表示する図面で縮尺2万分の1以上のもの</p> <p>(2) 申請に係る土地の区域を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの</p> <p>(3) 申請に係る行為の施行方法を表示する図面で縮尺500分の1以上のもの</p> <p>(事業予定地の指定等の申出手続)</p> <p>第18条 法第55条第2項の規定による申出は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による申出書を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 法第55条第1項の規定による土地の指定をすべきことの申出 様式第18号</p> <p>(2) 法第56条第1項の規定による土地の買取りの申出及び法第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことの申出 様式第19号</p> <p>2 略</p> <p>(事業予定地内の土地の買取りの申出手続)</p> <p>第19条 法第56条第1項の規定による知事に対する申出は、様式第20号による申出書を提出してしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(土地有償譲渡届出書の添付図書)</p> <p>第20条 略</p> <p>(事業地内における建築等の許可の申請)</p> <p>第21条 法第65条第1項の規定による許可を受けようとする者は、様式第21号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p>

(立入検査を行う者の身分証明書の様式)

第20条 法第82条第2項の証明書のうち知事の命令又は委任を受けた者が携帯する証明書は、様式第20号によるものとする。

(開発行為又は建築等に関する証明書の交付請求手続)

第21条 省令第60条の規定による請求は、様式第21号による請求書を提出してしなければならない。

2 略

(書類の経由)

第22条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄地方県土整備局長又は日野総合事務所県土整備局長を経由して提出しなければならない。

附 則

1及び2 略

(1) 申請に係る土地の位置を表示する図面で縮尺2万分の1以上のもの

(2) 申請に係る土地の区域を表示する図面で縮尺500分の1以上のもの

(3) 申請に係る行為の施行方法を表示する図面で縮尺200分の1以上のもの

(立入検査を行う者の身分証明書の様式)

第22条 法第82条第2項の証明書のうち知事の命令又は委任を受けた者が携帯する証明書は、様式第22号によるものとする。

(開発行為又は建築等に関する証明書の交付請求手続)

第23条 省令第60条又は省令附則第3項の規定による請求は、様式第23号による請求書を提出してしなければならない。

2 略

(書類の経由)

第24条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄地方県土整備局長を経由して提出しなければならない。

附 則

1及び2 略

(法附則第4項の開発行為に対する規定の準用)

3 第3条から第6条まで及び第9条から第16条までの規定は、法附則第4項の場合について準用する。

第2条 都市計画法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中「資格・免許・学歴等」を「資格・免許等」に改める。

様式第5号その1中「未線引区域」を「非線引区域」に改める。

様式第17号を削る。

様式第18号中「(第18条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第19号中「(第18条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第20号中「(第19条関係)」を「(第18条関係)」に改め、「」を削り、同様式を様式第19号とする。

様式第21号を削る。

様式第22号中「(第22条関係)」を「(第20条関係)」に改め、同様式(裏面)を次のように改める。

(裏 面)

都市計画法(抜すい)

(監督処分等)

第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市等の長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認(都市計画の決定又は変更に係るものを除く。以下この条において同じ。)を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除

却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者

(2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

(3) この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市等の長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市等の長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(立入検査)

第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第22号を様式第20号とする。

様式第23号中「(第23条関係)」を「(第21条関係)」に、「都市計画法施行規則 第23条第1項 附則第3項」を「都市計画法施行細則第21条第1項」に、「未線引区域」を「非線引区域」に改め、「 - 」を削り、同様式を様式第21号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中都市計画法施行細則第8条の改正は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第41号

鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則

鳥取県砂防指定地等管理規則（平成元年鳥取県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式（以下「削除別表等」という。）を削り、次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項並びに削除別表等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、砂防法（明治30年法律第29号。以下「法」という。）<u>砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）及び鳥取県砂防指定地等管理条例（平成15年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。）</u>に定めるもののほか、砂防指定地及び砂防設備等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、砂防法（明治30年法律第29号。以下「法」という。）<u>及び砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）</u>に定めるもののほか、砂防指定地及び砂防設備等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「砂防指定地」とは、<u>法第2条の規定により国土交通大臣が指定した土地をいう。</u></p> <p>2 この規則において「砂防設備等」とは、次に掲げる施設等のうち知事が管理するものをいう。</p> <p>(1) <u>法第1条に規定する砂防設備</u></p> <p>(2) <u>法第3条に規定する治水上砂防のための施設物であって同条の規定により法の規定が準用されることとなるもの</u></p> <p>(3) <u>法第3条ノ2に規定する天然の河岸</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 <u>何人も、みだりに砂防設備等を損傷してはならない。</u></p> <p>(行為の制限)</p> <p>第4条 <u>砂防指定地内において次に掲げる行為（別表に掲げる行為を除く。以下「制限行為」という。）をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>工作物の新築、改築、移転又は除却</u></p> <p>(2) <u>土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為</u></p> <p>(3) <u>竹木の伐採</u></p> <p>(4) <u>土石（砂れきを含む。以下同じ。）竹木又は樹</u></p>

(許可の申請)

第2条 条例第4条第1項又は第5条第1項の許可(第9条において「制限行為等の許可」という。)を受けようとする者は、砂防指定地内制限行為(砂防設備等占有)許可申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 申請に係る制限行為(条例第4条第1項に規定する制限行為をいう。以下同じ。)又は砂防設備等(条例第2条第2項に規定する砂防設備等をいう。以下同じ。)の占有が他に及ぼす影響及びその対策を記載した書面

(5) 略

(6) 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占有について利害関係を有する者がいる場合にあっては、その者の承諾書

(7) 略

(砂防指定地内における許可を要しない行為)

第3条 条例第4条第3項第3号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 農業又は林業を営むために行う行為(河川(河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、又は準用されるものを除く。)の区域内における工作物の新築、改築、移転又は除却(第3号において「新築等」という。)及び法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を必要とするものを除く。)

(2) 河川又は道路の維持修繕のために行う行為

(3) 宅地内における土地の形状の変更を伴わない工作物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第4号に規定する居室を有する建築物を除く。)の新築等

(許可期間の更新の申請)

第4条 条例第6条第2項の規定による同条第1項に規定する許可期間の更新の申請は、当該許可期間が満了

根の堆積又は投棄

(5) 土石、竹木又は樹根の採取

(6) 竹木の滑下又は地引きによる搬出

2 知事は、前項の規定により許可に、治水上砂防のため必要な条件を付することができる。

(砂防設備等の占有)

第5条 砂防設備等を占有しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の申請)

第6条 第4条第1項又は前条第1項の許可(以下「制限行為等の許可」という。)を受けようとする者は、砂防指定地内制限行為(砂防設備等占有)許可申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占有が他に及ぼす影響及びその対策を記載した書面

(5) 略

(6) 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占有について利害関係を有する者がいる場合にあっては、利害関係者の承諾書

(7) 略

する日の30日前までに砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）許可期間更新申請書（様式第2号）を知事に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占用について利害関係を有する者がいる場合にあっては、その者の承諾書
- (2) その他知事が必要と認める書類

（変更の許可の申請）

第5条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）許可事項変更許可申請書（様式第3号）に変更に係る事項を明らかにするものとして知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（既着手行為の届出）

第6条 条例第8条の規定により条例第4条第1項の許可を受けたものとみなされる者は、速やかに、砂防指定地内制限行為届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（採取料等の還付の申請）

第7条 条例第10条第1項に規定する採取料等の還付を受けようとする者は、採取料等還付申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（標識）

第8条 条例第12条の規則で定める標識は、様式第6号によるものとする。

（許可期間等）

第7条 制限行為等の許可の有効期間（以下「許可期間」という。）は、第4条第1項の許可にあっては1年以内、第5条第1項の許可にあっては5年以内とする。ただし、許可期間の更新を妨げない。

2 前項ただし書の許可期間の更新を受けようとする者は、許可期間が満了する日の30日前までに砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）許可期間更新申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（変更の許可）

第8条 制限行為等の許可を受けた者は、許可に係る事項を変更しようとするときは、砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）許可事項変更許可申請書（様式第3号）を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

（経過措置）

第9条 砂防指定地の指定の際現に当該砂防指定地内に

において制限行為をしている者は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該砂防指定地の指定の日から起算して1年を超えない範囲内で知事が定める期間に限り、従前と同様の条件により、同項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合において、当該制限行為をしている者は、速やかに、砂防指定地内制限行為届出書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

3 第6条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

4 知事は、第1項の規定により第4条第1項の許可を受けたものとみなす期間を定めたときは、当該制限行為をしている者に対し、その旨及びその期間を通知するものとする。

(許可の特例)

第10条 国又は地方公共団体が行う制限行為又は砂防設備等の占用については、第4条第1項及び第5条第1項並びに第8条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ知事に協議することをもって足りる。この場合において、当該協議が成立したときは、当該国又は地方公共団体は、第4条第1項若しくは第5条第1項の許可又は第8条第1項の許可を受けたものとみなす。

第11条及び第12条 削除

(標識の設置)

第13条 第4条第1項の許可を受けた者は、許可期間中、当該許可に係る場所に、砂防指定地内制限行為許可標識(様式第6号)を設置しておかなければならない。

(制限行為等の着手等の届出)

第9条 制限行為等の許可を受けた者(条例第8条の規定により条例第4条第1項の許可を受けたものとみなされる者を除く。)は、当該許可に係る制限行為又は砂防設備等の占用に着手しようとするときは、あらかじめ、砂防指定地内制限行為(砂防設備等占用)着手届出書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2及び3 略

(地位の承継の届出)

第10条 条例第13条第1項又は第2項の規定により地位を承継した者は、速やかに、砂防指定地内制限行為(砂防設備等占用)許可地位承継届出書(様式第10号)に地位の承継を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(権利の譲渡の承認の申請)

(制限行為等の着手等の届出)

第14条 制限行為等の許可を受けた者(第9条第1項の規定により第4条第1項の許可を受けたものとみなされる者を除く。)は、当該許可に係る制限行為又は砂防設備等の占用に着手しようとするときは、あらかじめ、砂防指定地内制限行為(砂防設備等占用)着手届出書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2及び3 略

第11条 条例第14条第1項の承認を受けようとする者は、砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）権譲渡承認申請書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 譲渡に関する当事者の意思及び譲渡しようとする期日を記載した書類
- (2) 譲渡の理由を記載した書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(許可に基づく地位の承継)

第15条 相続人、合併により設立される法人、分割により制限行為等に係る事業を承継する法人その他の制限行為等の許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

2 第4条第1項の許可（同項第1号から第4号までに掲げる行為に係るものに限る。）を受けた者から当該許可に係る工作物、土地、竹木、土石若しくは樹根又は当該許可に係る制限行為（同項第2号に掲げる行為を除く。）をすべき土地（以下「許可に係る工作物等」という。）を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては、同様とする。

3 前2項の規定により地位を承継した者は、速やかに、砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）許可地位承継届出書（様式第10号）に地位の承継を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(権利の譲渡)

第16条 第4条第1項の許可（同項第5号に掲げる行為に係るものに限る。）又は第5条第1項の許可に基づく権利は、知事の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項の承認を受けようとする者は、砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）権譲渡承認申請書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 譲渡に関する当事者の意思及び譲渡しようとする期日を記載した書類
- (2) 譲渡の理由を記載した書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

4 第1項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。



(身分証明書)

第12条 略

(書類の提出等)

第13条 略

(その他)

第14条 略

(監督処分に伴う損失の補償等)

第17条 知事は、法第1条に規定する砂防工事のためやむを得ない必要があること、又は公益上やむを得ない必要があることにより法第29条の規定による処分又は命令をした場合において、当該処分又は命令により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償するものとする。

2 知事は、前項の規定により知事が補償すべき損失が、公益上やむを得ない必要があるものとして法第29条の規定による処分又は命令があったことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(報告の徴収)

第18条 知事は、治水上砂防のため必要があるときは、制限行為等の許可を受けた者から砂防指定地又は砂防設備等の管理上必要な報告を求めることができる。

(身分証明書)

第19条 略

(書類の提出等)

第20条 略

(その他)

第21条 略

(罰則)

第22条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は2万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条の規定に違反した者

(2) 第4条第1項の規定に違反して制限行為をした者

(3) 第5条第1項の規定に違反して砂防設備等の占用をした者

(4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項、第5条第1項若しくは第8条第1項の規定による許可、第7条第1項ただし書の規定による許可期間の更新又は第16条第1項の規定による承認を受けた者

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

別表(第4条関係)

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 通常の管理行為

(3) 軽易な行為

様式第1号(第2条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等  
占用)許可申請書

職 氏名 様

鳥取県砂防指定地等管理条例第4条第1項(第5条  
第1項)の規定に基づき、制限行為(砂防設備等の占  
用)の許可を受けたいので、鳥取県砂防指定地等管理  
規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請しま  
す。

年 月 日

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊤  
〔法人にあつては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することが  
できる。

添付書類

- 1 ~ 5 略
- 6 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占用につ  
いて利害関係を有する者がいる場合にあっては、  
その者の承諾書
- 7 略

様式第2号(第4条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等  
占用)許可期間更新申請書

職 氏名 様

許可期間の更新を受けたいので、鳥取県砂防指定地  
等管理条例第6条第2項の規定により、次のとおり申  
請します。

年 月 日

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊤  
〔法人にあつては、所在地並〕

(4) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行と  
して行う行為

様式第1号(第6条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等  
占用)許可申請書

職 氏名 様

鳥取県砂防指定地等管理規則第4条第1項(第5条  
第1項)の規定に基づき、制限行為(砂防設備等の占  
用)の許可を受けたいので、同規則第6条第1項の規  
定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 -

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊤  
〔法人にあつては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

添付書類

- 1 ~ 5 略
- 6 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占用につ  
いて利害関係を有する者がいる場合にあっては、  
利害関係者の承諾書
- 7 略

様式第2号(第7条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等  
占用)許可期間更新申請書

職 氏名 様

許可期間の更新を受けたいので、鳥取県砂防指定地  
等管理規則第7条第2項の規定により、次のとおり申  
請します。

年 月 日

郵便番号 -

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊤  
〔法人にあつては、所在地並〕

〔びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占用について利害関係を有する者がいる場合にあっては、その者の承諾書
- 2 その他知事が必要と認める書類

様式第3号(第5条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等  
占用)許可事項変更許可申請書

職 氏名 様

鳥取県砂防指定地等管理条例第7条第1項の規定に基づき、許可を受けた事項の変更の許可を受けたいので、鳥取県砂防指定地等管理規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
〔法人にあっては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 略

様式第4号(第6条関係)

砂防指定地内制限行為届出書

職 氏名 様

年 月 日 省告示第 号による砂防指定地の指定の際現に制限行為をしているので、鳥取県砂防指定地等管理規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

〔びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

添付書類 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占用について利害関係を有する者がいる場合にあっては、利害関係者の承諾書

様式第3号(第8条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等  
占用)許可事項変更許可申請書

職 氏名 様

許可を受けた事項の変更の許可を受けたいので、鳥取県砂防指定地等管理規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
〔法人にあっては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

添付書類 略

様式第4号(第9条関係)

砂防指定地内制限行為届出書

職 氏名 様

年 月 日 省告示第 号による砂防指定地の指定の際現に制限行為をしているので、鳥取県砂防指定地等管理規則第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
〔法人にあっては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 ~ 5 略
- 6 届出に係る制限行為について利害関係を有する者がいる場合にあっては、その者の承諾書
- 7 略

様式第5号(第7条関係)

採取料等還付申請書

職 氏名 様

採取料(占用料)の還付を受けたいので、鳥取県砂防指定地等管理規則第7条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
〔法人にあっては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
納付済採取料(占用料)の額	円
還付を受けようとする採取料(占用料)の額	円
還付を受けようとする理由	
備 考	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号(第8条関係) 略

郵便番号 -

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
〔法人にあっては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

添付書類

- 1 ~ 5 略
- 6 届出に係る制限行為について利害関係を有する者がいる場合にあっては、利害関係者の承諾書
- 7 略

様式第5号 削除

様式第6号(第13条関係) 略

様式第7号(第9条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等  
占用)着手届出書

職 氏名 様

制限行為(砂防設備等の占用)に着手するので、鳥  
取県砂防指定地等管理規則第9条第1項の規定により、  
次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
〔法人にあつては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することが  
できる。

様式第8号(第9条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等  
占用)終了(中止)届出書

職 氏名 様

制限行為(砂防設備等の占用)を終了(中止)した  
ので、鳥取県砂防指定地等管理規則第9条第2項の規  
定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
〔法人にあつては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することが  
できる。

様式第9号(第9条関係)

住所等変更届出書

職 氏名 様

様式第7号(第14条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等  
占用)着手届出書

職 氏名 様

制限行為(砂防設備等の占用)に着手するので、鳥  
取県砂防指定地等管理規則第14条第1項の規定により、  
次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
〔法人にあつては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

様式第8号(第14条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等  
占用)終了(中止)届出書

職 氏名 様

制限行為(砂防設備等の占用)を終了(中止)した  
ので、鳥取県砂防指定地等管理規則第14条第2項の規  
定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
〔法人にあつては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

様式第9号(第14条関係)

住所等変更届出書

職 氏名 様

住所（所在地・氏名・名称・代表者の氏名）を変更したので、鳥取県砂防指定地等管理規則第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
〔法人にあっては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号（第10条関係）

砂防指定地内制限行為（砂防設備等  
占用）許可地位承継届出書

職 氏名 様

鳥取県砂防指定地等管理条例第13条第1項（第2項）の規定に基づき、同条例第4条第1項（第5条第1項）の許可に基づく地位を承継したので、鳥取県砂防指定地等管理規則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
〔法人にあっては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 略

様式第11号（第11条関係）

砂防指定地内制限行為（砂防設備等  
占用）権譲渡承認申請書

職 氏名 様

鳥取県砂防指定地等管理条例第14条第1項の規定に

住所（所在地・氏名・名称・代表者の氏名）を変更したので、鳥取県砂防指定地等管理規則第14条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 -

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
〔法人にあっては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

様式第10号（第15条関係）

砂防指定地内制限行為（砂防設備等  
占用）許可地位承継届出書

職 氏名 様

鳥取県砂防指定地等管理規則第15条第1項（第2項）の規定に基づき、同規則第4条第1項（第5条第1項）の許可に基づく地位を承継したので、同規則第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 -

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
〔法人にあっては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

添付書類 略

様式第11号（第16条関係）

砂防指定地内制限行為（砂防設備等  
占用）権譲渡承認申請書

職 氏名 様

鳥取県砂防指定地等管理規則第16条第1項の規定に

基づき、同条例第4条第1項(第5条第1項)の許可に基づく権利の譲渡の承認を受けたいので、鳥取県砂防指定地等管理規則第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
〔法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 略

様式第12号(第12条関係)

(表面)

略

(裏面)

砂防法(抜粋)

第2条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

第23条 砂防ノ為必要ナルトキハ行政庁ハ第2条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地又ハ之二隣接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除却スルコトヲ得

2 略

鳥取県砂防指定地等管理規則(抜粋)

(身分証明書)

第12条 略

基づき、同規則第5条第1項の許可に基づく権利の譲渡の承認を受けたいので、同規則第16条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 -

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
〔法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号 局 番)

略

添付書類 略

様式第12号(第19条関係)

(表面)

略

(裏面)

砂防法(抜粋)

第2条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ主務大臣之ヲ指定ス

第23条 砂防ノ為必要ナルトキハ行政庁ハ第2条ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地又ハ之二隣接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除却スルコトヲ得

2 略

鳥取県砂防指定地等管理規則(抜粋)

(身分証明書)

第19条 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(現に制限行為等の許可を受けている者に関する経過措置)

2 鳥取県砂防指定地等管理条例(平成15年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。)の施行の際現に改正前の鳥取県砂防指定地等管理規則(以下「旧規則」という。)第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可を受けている者は、従前と同様の条件により、条例第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可を受けたものとみなして、条例の規定を適用する。

(申請書等に関する経過措置)

3 条例の施行の際現に旧規則の規定により知事に提出されている申請書、届出書その他の書類は、条例又は改正後の鳥取県砂防指定地等管理規則の相当改定により提出されたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。